群馬労働局最低賃金公示第４号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
群馬労働局長　小玉　　剛
　第４号中「１時間799円」を「１時間805円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第５号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
群馬労働局長　小玉　　剛
　第４号中「１時間788円」を「１時間794円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第２号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
山梨労働局長　島浦　幸夫
　第４号中「１時間793円」を「１時間798円」に改める。

山梨労働局最低賃金公示第３号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
山梨労働局長　島浦　幸夫
　第４号中「１時間801円」を「１時間806円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第２号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
長野労働局長　本川　　明
　第４号中「１時間796円」を「１時間801円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第３号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
長野労働局長　本川　　明
　第４号中「１時間785円」を「１時間790円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第４号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
長野労働局長　本川　　明
　第４号中「１時間753円」を「１時間756円」に改める。
　附　則
　この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

最低賃金の決定及び廃止決定に関する公示

滋賀労働局最低賃金公示第２号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のように決定し、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第５号）及び滋賀県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第６号）を平成24年12月27日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
滋賀労働局長　岡﨑　直人
　滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
１　適用する地域　滋賀県の区域
２　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
⑴　計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）
⑵　光学機械器具・レンズ製造業
⑶　電子部品・デバイス・電子回路製造業
⑷　電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）
⑸　情報通信機械器具製造業
⑹　⑴又は⑵に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
⑺　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑸までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
⑴　18歳未満又は65歳以上の者
⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃又は片付けの業務
ロ　手作業による刻印、包装又は選別の業務
ハ　部品の組立ての業務のうち、卓上で行う軽易な組線、巻線、かしめ又は取付けの業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間810円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の改正決定に関する公示

滋賀労働局最低賃金公示第３号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県紡績業，化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
滋賀労働局長　岡﨑　直人
　第４号中「１時間736円」を「１時間742円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第４号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成20年滋賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
滋賀労働局長　岡﨑　直人
　第４号中「１時間821円」を「１時間827円」に改める。

滋賀労働局最低賃金公示第５号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年滋賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
　平成 24 年 11 月 28 日
滋賀労働局長　岡﨑　直人
　第４号中「１時間822円」を「１時間828円」に改める。